

別表第1号（第2条関係）

農機具共済の共済目的及び耐用年数表

共 済 目 的		耐用年数
種 類	機 種	
乗用トラクター		7年
耕運整地用機具	耕耘機	
栽培管理用機具	田植機・スピードスプレイヤー・草刈機・動力噴霧機・動力散粉機	
収穫調整用機具	自脱型コンバイン・普通コンバイン・稲麦刈取機（バインダーを含む）・乗用茶刈込機・乾燥機	
	脱穀機・もみすり機	

別表第2号（第215条第2項関係）

第16条第3項及び第4項の規定による通知の遅延期間	割合
遅延により、損害の箇所や損傷の程度などが客観的に確認できないことにより、損害評価が不能となった場合	100%

別表第3号（第216条第7号関係）

<p>オイル、グリス、オイルシール、バッテリー、バッテリー液、ラジエーターの冷却液（クーラント・不凍液）、ウォーターポンプ、パイプ、ホース類（燃料パイプ、ラジエーターホース、油圧ホース等）、ベルト、チューブ、チェーン、ワイヤー類、エアクリーナ、エレメント、燃料フィルター、ゴムロール、ワイパー、フィルター（オイル、油圧関係）、点火プラグ、ヒューズ、電球、電気配線、植付け爪、刈刃、こぎ歯、PTOジョイント、タイヤ、その他これらに類する消耗部品</p>

別表第4号（第216条第9号関係）

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金支払の責任を負わない割合
刈刃（他の部品も一緒に損害が生じている場合）	10%
クローラー（他の部品も一緒に損害が生じている場合）	10%
クローラー	70%
修理に耐用年数を超え供給が無い部品を要する事故（修理不能となった場合）	70%

別表第5号（第226条関係）

経年減価残存率表

年数 経過年数	耐用 7年
1年未満	100.00%
1年	87.14
2年	74.29
3年	61.43
4年	48.57
5年	35.71
6年	22.86
7年	10.00

別表第6号（第238条第2項関係）

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
無理な操作によって生じた事故	30%
乗用機種 of 降車時の事故	50%
停止時及び駐車時の転落防止装置不履行によって生じた事故	50%
点検・整備不良によるエンジンの焼付け	100%

別表第7号（第238条第2項関係）

事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
稼働・作業中及び運搬時に起こった全ての事故	10%
盗難事故及び第3者行為による不可抗力の毀損（通常の使用時期で、加入申込書に記載されている建物内以外の場所での事故）	30%
盗難事故及び第3者行為による不可抗力の毀損（通常の使用時期で無い場合で、加入申込書に記載されている建物内以外の場所での事故）	100%

別表第8号（第238条第2項関係）

事故発生日から過去3年間に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	
事故回数	削減割合
2回	20%
3回	40%
4回以上	60%